



島根県報

平成23年4月8日（金）

号外第101号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

補助金等交付規則第3条の規定により島根県小規模省エネエコ改修支援事業補助（環 境 政 策 課） 2
金の交付の対象等を定める告示

補助金等交付規則第3条の規定により民間木造建築促進事業費補助金の交付の対（林 業 課） 2
象等を定める告示

告 示

島根県告示第287号

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、島根県小規模省エネエコ改修支援事業補助金の交付の対象等を次のとおり定めたので告示する。

平成23年 4 月 8 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 補助金等の名称

島根県小規模省エネエコ改修支援事業補助金

2 交付の目的

県内の企業等の法人又は個人事業主の省エネルギー対策を支援し、地球温暖化対策を推進することを目的とする。

3 交付の対象となる事業等

(1) 交付の対象となる設備等

次のいずれにも該当する設備等

ア 県内に所在する事業所（国又は地方公共団体が事業所の施設を所有する場合を除く。）に設置する設備等

イ 島根県地球温暖化対策協議会に登録されている E C Oアドバイザーによる省エネルギー診断において提案された設備等

ウ 国内クレジット制度（国内排出削減量認証制度）運営規則により認証された排出削減方法論に係る設備等（太陽光発電設備を除く。）

エ ウについて、1事業所において2種類以上を組み合わせるもの又は複数の事業所において1種類以上設置するものであり、設置前と比較して二酸化炭素排出量を1種類当たり年間1トン以上かつ合計で30トン以上削減する計画となる設備等

オ 県内事業者が製造し、又は販売する設備等

(2) 交付の対象である経費

設計費、本工事費、附帯工事費、機械器具費、測量及び試験費

(3) 交付の率

交付の対象である経費の3分の1以内

(4) 交付の限度額

1件当たり3,000,000円

島根県告示第288号

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、民間木造建築促進事業費補助金の交付の対象等を次のように定めたので告示する。

平成23年 4 月 8 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 補助金等の名称

民間木造建築促進事業費補助金

2 交付の目的

民間建築物（住宅を除く。以下同じ。）の木造化・木質化を推進し、県産木材の利用促進を図ることを目的とする。

3 交付の対象となる事業の内容、交付の率等及び交付対象者

事業の内容	交付の率等	交付対象者
木造化（構造材の材積の35パーセント以上に県産木材を使用して新築し、改築し、又は増築する民間建築物の木造化をいう。）	1平方メートル当たり2万5千円以内	建築主
木質化（建具を含む内装及び外装に県産木材を使用する民間建築物の木質化をいう。）	別に定める木質化面積1平方メートル当たり1万円以内	
設計・監理費（県産木材を使用する民間建築物の設計・監理業務をいう。）	木工事費の7.5パーセント以内	県内に住所のある建築士又は主たる営業所が県内にある建築士事務所若しくは建設会社

4 その他

知事に提出する申請等の書類は、農林水産部林業課木材振興室に提出すること。